

第12回 あきる野市消防団消防操法大会結果

6月9日に東京サマーランド第2駐車場Bで、消防団による消防操法大会が行われました。

▽ポンプ自動車部の部(13隊)

- 優勝：第6分団本部
- *指揮者：副部長 須藤雅仁さん
- *1番員：班長 小峰庄司さん
- *2番員：班長 戸倉翼さん
- *3番員：班長 田中崇也さん
- *4番員：班長 福村大さん

▽小型動力ポンプの部(10隊)

- 優勝：第4分団第2部
- *指揮者：副部長 鈴木美さん
- *1番員：班長 島崎悠さん
- *2番員：班長 鈴木達也さん
- *3番員：班長 小林経太さん



防災行政無線のデジタル化に向けた拡声子局(放送塔)の工事を行います



市では、無線放送やメールを使った情報伝達がさらに迅速に行うことができるよう防災行政

無線のデジタル化を進めています。今年度は、市内にある109の拡声子局のうち、48か所の工事をを行います。また、デジタル放送用の戸別受信機の設置や消防団や避難所などで使用する移動系設備(無線機など)の更新を行います。工事場所は、ホームページに掲載しています。工事場所近隣の皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。*

市では、国民健康保険に加入している方に「ジェネリック医薬品差額通知書」を年3回送付しています。ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減や医療費の増加が抑制され、国民健康保険財政の健全化につながります。

▽対象 新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、100円以上の自己負担額が軽減される見込みのある方

※1回目は平成31年4月診療分の薬代を基に計算し、7月中旬以降に送付する予定です。

※薬の種類で計算の対象外となる場合もあります。

ジェネリック医薬品の差額通知書を7月中旬以降に送付します

●第3位：第4分団第3部

●第4位：第4分団第5部

●第5位：第5分団第1部

▽最優秀選手

●ポンプ自動車部の部

- *指揮者：班長 小島知晃さん
- (第2分団第2部)
- *1番員：班長 佐藤洋介さん
- (第3分団第2部)
- *2番員：団員 荻原直樹さん
- (第4分団第1部)
- *3番員：班長 津金俊平さん
- (第3分団第1部)
- *4番員：班長 上田秀仁さん
- (第3分団第2部)

●小型動力ポンプの部

- *指揮者：部長 多田元さん
- (第4分団第5部)
- *1番員：班長 島崎悠さん
- (第4分団第2部)
- *2番員：団員 藤田涼大さん
- (第5分団第2部)
- *3番員：部長 小林経太さん
- (第4分団第2部)

▽問合せ 地域防災課防災係

国民健康保険 高齢受給者証を更新します



「国民健康保険高齢受給者証」は、70歳以上で国保に加入している方全員を対象に7月下旬までにお送りします。更新に合わせ、令和元年度(平成31年度)の市・都民税の課税所得に「3割」の70歳以上の方がいる方。

※同一世帯の70歳以上の方の人数と収入の合計額が次の場合は、申請することで、負担割合が国保の方は「2割」、後期高齢の方は「1割」になる場合があります。

- 1人：383万円未満
- 2人以上：520万円未満

負担割合が変更になる方へ 後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

「後期高齢者医療被保険者証」は、75歳以上の方(一定の障がいがあると認定された65歳

以上の方を含む)に使用していた、たくものです。8月以降、一部負担金の割合が変わる方のみ、7月下旬までに新しい保険証を送付します。

負担割合「3割」の方

市・都民税の課税所得が145万円以上の方や同一世帯に同じ健康保険に加入し、負担割合「3割」の70歳以上の方がいる方。

「限度額適用認定証」

入院や高額な外来診療を受ける際に、窓口負担が軽減される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続

「限度額適用認定証」の交付

国民健康保険納税通知書は、国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書は、被保険者全員に、7月上旬から中旬までに送付します。

▽新規申請の方

- 国保に加入の方で必要な方は手続きしてください。
- 後期高齢に加入の方：該当になる方には、申請書を8月下旬までに送付します。

▽持ち物 申請書、保険証、はんこ、マイナンバーの通知カードかマイナンバーカード

▽申請場所 保険年金課、五日市出張所

▽問合せ

- 国民健康保険：保険年金課 国民健康保険係
- 後期高齢者医療制度：保険年金課 後期高齢者医療係

表 免除対象となる所得の目安

世帯構成	免除区分	全額免除 納付猶予	一部免除		
			3/4免除 (1/4納付)	半額免除 (半額納付)	1/4免除 (3/4納付)
単身世帯		57万円以下	93万円以下	141万円以下	189万円以下
2人世帯(夫婦のみ)		92万円以下	142万円以下	195万円以下	247万円以下
4人世帯(夫婦、子ども2人)		162万円以下	230万円以下	282万円以下	335万円以下

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。
※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

▽保険料納付猶予制度 承認されることと保険料の納付を猶予することができます。

●審査対象者：本人、世帯主、配偶者

▽保険料免除制度 承認されることと保険料の全額または一部が免除されます。

●審査対象者：本人、世帯主、配偶者

▽申請・問合せ 保険年金課 428・30・3410